

令和 2 年度「労災保険柔道整復師施術料金算定基準」の改定について

1 概要

労災保険の柔道整復師施術料金については、労働基準局長通達(※)定める算定基準に基づき算定しており、健康保険の改定を踏まえて原則 2 年毎に改定している。

今般、健康保険において、算定基準の改定（令和 2 年 6 月 1 日）が行われたことから、労災保険においても、健康保険の改定内容を踏まえ、局長通達の一部改定を行ったもの。

※昭和 53 年 3 月 16 日付け基発第 154 号「労災保険における柔道整復師施術料金算定基準等の改定について」

2 改定内容

健康保険の改定額と同額を基本として改定を行った。

(1) 初検時相談支援料の要件の追加及び金額の引き上げ

- ① 健康保険の改定を踏まえ、傷病労働者に説明する事項として「入浴・歩行・運動等」に係る励行・禁止事項、「施術計画」、「労災の対象となる疾病、負傷名と施術部位」を追加。
- ② 労災保険独自の説明事項として、「請求書の記載方法を含めた労災保険の請求等の説明等の事項（医師の同意に関する事項も含む）」を追加。
- ③ 健康保険の改定を踏まえ、金額を引き上げ。

【現行】 100 円

【改定後】 150 円

(2) 整復料（骨折、脱臼）、固定料（不全骨折）、後療料（骨折、不全骨折、脱臼）の引き上げ

算定項目	現行	引上額	改定後
整復料（骨折、脱臼）	2,960 円～14,000 円	100 円	3,060 円～14,100 円
固定料（不全骨折）	4,520 円～11,240 円	100 円	4,620 円～11,340 円
後療料（骨折）	990 円	30 円	1,020 円
後療料（不全骨折、脱臼）	840 円	30 円	870 円

(3) 往療料の距離加算の包括化

【現行】 2,230 円（2 km まで） 往療距離 2 km 毎に 960 円加算

【改定後】 2,760 円（4 km まで） 往療距離 4 km 超の場合 3,240 円

3 影響額（試算）

1,912 千円（令和 2 年度）

4 施行期日

令和 2 年 9 月 1 日

労災保険における柔道整復師による施術の取扱について

○労災保険における柔道整復師による施術については、療養(補償)給付(療養の費用)として、労働基準監督署長が支給・不支給決定を行う

